

# 学校等支援研修

## 1 対象

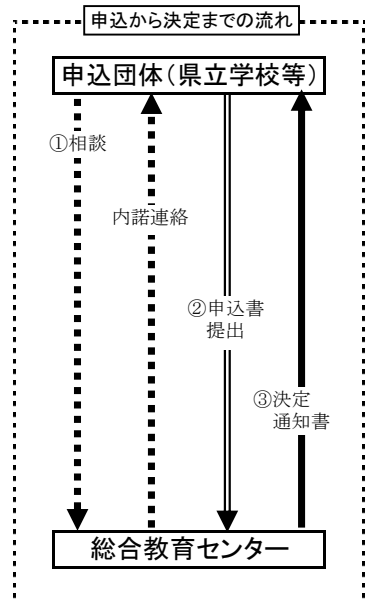
- (1) 県立高等学校及び特別支援学校
- (2) (1)の学校に勤務する教職員で組織する団体（研究会、研修会、協会、協議会）
- (3) 小・中学校、市町教育委員会及び各種団体等（支援・申込については、P.94 5を御覧ください。）

## 2 支援内容

| 分野                 | 支援内容(例)  |
|--------------------|--|
| マネジメント等に関すること      | ○ファシリテーション<br>○学校のビジョンづくり<br>○問題の整理法と目標設定<br>○職場における人材育成<br>○チームビルディング<br>○コーチング                       |
| 学習指導に関すること         | ○教科指導<br>○学習指導（「主体的・対話的で深い学び」の実現、学習評価等）<br>○特別活動、総合的な学習（探究）の時間   |
| 特別支援教育に関すること       | ○インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進について<br>○発達障害の理解と支援方法<br>○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり                  |
| 教育の情報化に関すること       | ○授業におけるICT活用<br>○プログラミング教育<br>○情報モラル教育   |
| 生涯学習推進・学校図書館に関すること | ○生涯学習社会における学校と地域の連携<br>○主体的な学びを支える学校図書館づくり及び運営について   |
| 生徒指導に関すること         | ○生徒指導<br>○いじめの未然防止<br>○人間関係づくり   |
| 教育相談に関すること         | ○児童生徒、または保護者との教育相談の基本と演習<br>○教職員の観察力を高める - 不登校の未然防止、早期発見・早期対応 -<br>○ケース会議の手法 - アセスメントとプランニングによる不登校支援 - |
| 進路指導に関すること         | ○進路指導<br>○キャリア教育<br>○進路シラバス  |

## 3 県立学校等の申込から決定までの流れ（小・中学校、市町教育委員会等はP.94 5へ）

- ① 依頼したい内容、実施希望日時等について、学校等の担当者は生涯学習企画課企画班に電話で相談してください。電話番号 0537-24-9706
- ② センターから内諾の連絡を受けた後、学校等の担当者は生涯学習企画課企画班へメールで「学校等支援研修申込書」を送信してください。  
メールアドレス centerkensyu@pref.shizuoka.lg.jp  
申込様式は、センターホームページ(研修・講座→学校等支援研修)からダウンロードしてください。  
[静岡県総合教育センター](#)
- ③ センターは「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。



## 4 留意点

- (1) 5月7日(火)から申込みを開始します。その後は、随時申込が可能です。研修実施日の1か月前までに申込書を送付してください。
- (2) 決定通知書が送付された後、訪問する職員と事前に打合せを行ってください。企画・運営は学校等の担当者でお願いします。研修会場については、学校等が希望する場所で行います。センターで実施することも可能です。
- (3) 研修終了後、研修参加者にアンケートの回答をお願いします。学校等の担当者は、アンケートを集計し、センターまで送付してください。(アンケートを実施しない場合もあります。)
- (4) センター業務に支障がある場合には、学校等支援研修に対応できないこともあります。対応できない場合でも、他機関の紹介や資料の提供が可能なこともあります。問合せの際に確認してください。
- (5) 訪問するセンター職員の旅費については、センターが負担します。
- (6) 申込後、実施できなくなった場合には、訪問するセンター職員に必ず電話で連絡してください。

## 5 小・中学校、市町教育委員会等への支援について

### (1) ねらい等

教育事務所は、学校等支援研修について、「学校の指導力向上支援」「市町における研修の充実支援」をねらいとして、学校、研究会等の要請に応じ、参事・指導主事等を講師として派遣し研修を支援します。

教育事務所でセンターの支援が必要であるとした研修やセンターの研究関係等の研修については、センターが小中学校等へ支援することができます。

### (2) 支援内容等

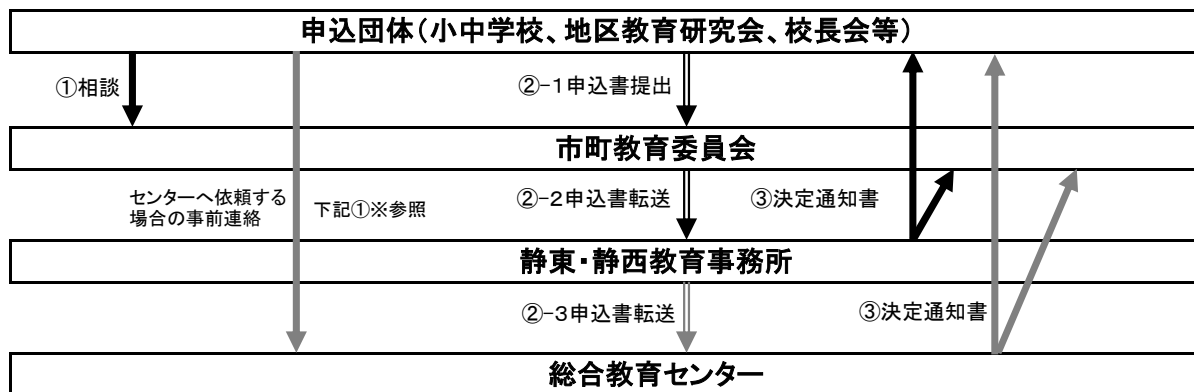
#### ① 教育事務所の支援内容

教育事務所に依頼する学校等支援研修については、教育事務所から別途通知される実施要項、指示に従ってください。

#### ② センターの支援内容

| 支援内容  | 担当課                                | 連絡先          |              |
|---|------------------------------------|--------------|--------------|
| ・「主体的・対話的で深い学び」の実現(リーフレット)の説明   | 小中学校支援課                            | 0537-24-9730 |              |
| ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり<br>・発達障害の理解と支援方法  | 特別支援課                              | 0537-24-9755 |              |
| ・学校のビジョンづくり<br>・職場における人材育成<br>・問題の整理法と目標設定  | ・ファシリテーション<br>・チームビルディング<br>・コーチング | 研修課          | 0537-24-9719 |
| ・児童生徒への教育相談を中心とした基本と演習<br>・教員の観察力を高める ー不登校の未然防止、早期発見・早期対応ー<br>・ケース会議の手法 ーアセスメントとプランニングによる不登校支援ー | 教育相談課                              | 0537-24-9735 |              |

### (3) 申込から決定までの流れ



#### ① 相談

支援を希望する場合、学校等は所管する市町教育委員会に相談します。市町教育委員会は、相談内容を精査し、必要と認めた時は次のような手順で手続きを進めます。

- ・教育事務所による支援については、市町教育委員会が地域支援課指導監督にて支援を要請します。教育事務所は、市町教育委員会に回答し、学校に伝達されます。
- ・総合教育センターへの依頼については、学校は、市町教育委員会からの了承を得た後、センターへ電話で連絡し、支援内容の詳細・希望日時等について調整します。(※)

#### ② 申込書提出

支援日程が決まった後、学校等の担当者は、市町教育委員会へ電子メールで申込書を送信します。その後、市町教育委員会は教育事務所へ送信(転送)します。

センターが依頼を受けた場合は、教育事務所はセンターへ送信(転送)します。

#### ③ 決定通知書

教育事務所は、「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)と市町教育委員会宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。

センターが支援を行う場合は、センターは「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)と市町教育委員会宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。

その後の連絡は派遣職員に直接お願いします。

### (4) 申込様式について

教育事務所から事前に配布した様式の申込書を利用する。静西教育事務所の学校等支援研修の申込書については、センターホームページからダウンロードして使用することができます。

#### 【問合せ先】

静東教育事務所が行う学校等支援研修  
静西教育事務所が行う学校等支援研修  
センターが行う学校等支援研修

静東教育事務所地域支援課 電話番号 055-920-2243  
静西教育事務所地域支援課 電話番号 0537-29-5533  
生涯学習企画課企画班 電話番号 0537-24-9706